

平成 19 年 第 1 回定例会 （第 5 日 3 月 5 日）

〔質問〕 沖本

議長からのお許しをいただきましたので、議席 22 番、市政クラブ、沖本浩二、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。便宜上、質問の順番を一部変えさせていただきますので、まずご承知いただきたいと思います。

初めに、地域防災の取り組みについてですが、昨年の第 3 回定例会の一般質問において、私はハザードマップ、いわゆる災害危険の具体的な現状を共有できる災害危険の情報公開について、当市における考え方、今後の取り組み方についてご所見をお伺いいたしました。その際の市長のご答弁を引用しながら今回地震ハザードマップについてお伺いいたします。

災害危険の情報公開、ハザードマップの情報公開の必要性・重要性については、前回十分述べさせていただきましたので今回改めて論じることはいたしません。市長におかれましても「災害の危険、いわゆる診断図、ハザードマップ、その的確な利用をすること、そのことは災害発生時に市民が迅速・的確に避難をすることができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができる。それぞれの災害の被害の低減に有効な活用になっていくものと考えております」とご答弁されているように、その必要性・重要性は十分ご理解いただいていることがわかります。

また、今後の方向性として、「水防法の附則第 4 項の関係で、都道府県において平成 22 年 3 月まで浸水想定区域調査または土砂の災害の防止のために必要な基礎調査を実施をすることを求められております。また、市町村は、住民に周知させるため災害危険箇所の掲載がされたその危険図の印刷物等の配布、その他必要な措置を講じることが必要である。本市においてもこの調査結果を受け災害危険箇所を住民に周知させるため、作成をいたしていきたいと考えております」と述べられております。実は、この時点で私早とちりをしておりました。私の質問の仕方、答弁の解釈の仕方が悪かったわけですが、てっきり地震あるいは総合的なハザードマップをつくっていただけるものだと思っておりました。実際には浸水ハザードマップだけをお示ししておられたのだと思うのですが、まずはそこを明確にしておきたいと存じます。前回「災害危険箇所を住民に周知させるために作成する」とおっしゃったのは、あくまでも浸水ハザードマップだけであるということなのかをお伺いいたします。

また、座間市総合防災情報システムについてですが、前回の再質問で座間市総合防災情報システムと統合型地理情報システム、GIS の構築をあわせればハザードマップの早期作成が可能ではないかという私の質問に対して、市長より「できないことはないと思う。ただ、非常に深刻性を与える部分もあり、ある程度調査を踏まえた、ある程度信憑性のあるものでないと二次的な問題を醸し出す可能性もあり、やはり慎重にやることが必要だろう」とご答弁いただきました。確かに、座間市総合防災情報システムは、平成 13 年 11 月から立ち上げられているわけですから、現在の座間市の地理的環境や住宅環境をデータベースに反映、更新しない限り古くなっているのは当たり前のことです。

「ある程度調査を踏まえた、ある程度信憑性のあるもの」という慎重なご答弁をされることはわかります。しかし、それを言うてしまうと、座間市総合防災情報システムの構築システムの一つである被害想定システムの趣旨として、「地震発生時に市内4カ所で観測された計測震度データから地震の被害を迅速に想定するシステムです。地震度、液状化、住家被害、火災危険度、人的被害の情報を素早く想定し、迅速な初動態勢を支援します」とうたわれておりますが、これが本当に可能なのか。有事の際、市民への提供する二次災害予防のための情報に信憑性がないとおっしゃるのと同じではないかという感じがするものです。所見をお伺いするものです。

また、座間市総合防災情報システムは7年間のリースであることから、来年、平成20年には何らかの形で更新されると思われませんが、その際には信憑性を高めるためのデータベースの更新、最新のデータを盛り込むことが当然必要であると思っておりますが、ご所見をお伺いします。

さらに、更新されるとすれば、地震ハザードマップの作成は十分可能だと思いますが、作成していただけるか否か、ご所見をお伺いいたします。

次に、防災行政無線についてお伺いいたします。申しわけありません。通告書の防災無線は防災行政無線の誤りであります。私の記入間違いであります。

先般、長崎県島原市へ伺い、雲仙・普賢岳噴火災害における復興の足どりと災害教訓について視察をさせていただきました。島原市では、平成2年11月17日に198年ぶりに普賢岳が噴火、翌平成3年6月3日には火砕流が発生し、報道関係者や消防団員など43名の方が亡くなりました。1996年6月3日に火山活動の終息が宣言され、それ以降現在まで復興へ向けた取り組みが続けられています。島原市においては、情報伝達体制の拡充を図るため、噴火災害発生当初の火山情報、防災情報等の伝達は、長崎海洋气象台や雲仙岳測候所からの専用ファクスなどの情報をもとに、市の広報車や消防車等で市民に避難を呼びかけたり、住民向けのチラシを作成して全庁内に配布されるなどの対応を行っています。その後、火砕流や土石流が頻発し、災害が深刻化していく中で住民への情報伝達体制をさらに充実・強化を図るために、平成3年度と4年度において同報系の防災行政無線の屋外子局を72カ所、個別受信機を市内全世帯に1万5,000個設置されました。それにより、瞬時に全域全家庭に火山情報や防災情報、避難勧告等を伝達することが可能となり、緊急時の情報伝達に威力を発揮したとのことでした。噴火活動が終息した現在では、大雨洪水注意報、警報や台風情報等の伝達、全市内的な行事等のお知らせに活用されているそうです。

防災行政無線に関しては、先日総括質疑の中でも取り上げられ、これまでも多くの方が一般質問でも取り上げられております。また、防災行政無線の個別受信機については、平成16年第4回定例会で前任者より災害弱者へ個別受信機の貸与をと提案されております。その際の市長のご答弁では導入の考えなど具体的な内容の回答がなされておられません。この際、私の方からも再度提案させていただき、ご所見をお伺いするものです。

情報伝達方法に関しては、昨今、携帯メールや地上デジタル放送などさまざまな媒体に

関して論議をすることができます。一番大事なのは情報を受け取る側のニーズにあった情報伝達方法にしなければならないと思います。携帯メールに限って言えば、高齢者の方々の中には扱いにくい代物であると敬遠されることが推測されます。そういった方々にはやはりオーソドックスなものとして使いやすいものとして個別受信機が妥当なものだと考えます。災害弱者の方々の中で個別受信機を希望される方だけでも貸与することを提案するものですが、ご所見をお伺いしたいと思います。

次に、教育現場におけるIT化推進についてお伺いいたします。さきに述べた島原市の視察の翌日、次に諫早市へお伺いし、学習補助員の派遣事業とスクールネット事業について視察をさせていただきました。学習補助員の派遣事業については、ちょうど前任者が先日質問された学生の学校支援ボランティアと同じような取り組みをされております。私は今回もう一方のスクールネット事業をご紹介しますながら本市の教育現場におけるIT化推進についてお伺いしたいと思います。

諫早市のスクールネットは、諫早の将来を担う子供たちが安心・安全に生活できるように支援するとともに、市内外に住む皆さんにさまざまな教育・学校・安心・安全の情報などを提供しようとするところから始まった事業であります。諫早市には小学校28校、中学校14校があるが、すべての学校でホームページを持つなどIT化が進んでいます。そういった整備された環境でもあり、教育の情報化でも市に設置したセンターサーバーを中心に市内の幼稚園、小・中学校、関係教育施設を高速回線をつなぎ、ITを活用した教育を進めようと考えられました。そうすることにより、学校から情報発信が活発になり、市民・子供たち・学校の情報交流が一層深まると期待された事業であります。スクールネットは次に述べる三つに分類されております。教育関係者ポータル、児童・生徒ポータル、地域ポータルであります。

詳細は割愛いたしますが、私が興味を抱いたのは教育関係者ポータルであります。教職員向けの情報配信・教職員間のコミュニケーション及び管理機能により、市民・児童ポータルで配信への情報配信を行うことを目的としたポータルサイトであります。教育関係者、教育委員会や各学校間における情報共有の実現とコミュニケーション機能の強化を行っております。防災・安全情報・業務連絡・連絡網・各種教材・イベントカレンダーなどの機能にて教育関係者の連携強化が行われております。諫早市のネットワークの中でのみ公開されており、利用時はユーザーID及びパスワードによるログイン認証を必要とし、セキュリティにも細心の注意を払ったシステムが構築されております。

座間市では、市立小学校各校にパソコン40台が配備され、児童が1台ずつ使用できる環境が整いました。当局のご尽力を評価するものです。しかしながら、教職員全員へのパソコン貸与までは至っておらず、教育現場としてのIT化は進んではおりません。諫早市スクールネットのような取り組みをすぐに実行すべきだとは申しませんが、高度情報化の対応は社会や市内だけでなく、学校教育の現場にも求められるようになってきていることは確かであり、私個人的な感想としても必要性を感じるものです。本市の場合は、準備する段階

あるいは計画をする段階であり、その重要性・必要性・緊急性について論議するところから始まると思います。教育現場のIT化について、当局における今現在の重要性・必要性・緊急性について考えを率直にお伺いいたします。

また、既に明確な長・中期計画が立案されているのならば、あるいはIT化を視野に入れた教育現場の将来像をどうお考えになっているのか、当局のご所見をお伺いいたします。

次に、ごみのないまちづくりについてお伺いいたします。質問内容は先日前任者が質問されたポイ捨て対策と同様でありますので、重複する部分を大幅に除き質問を進めたいと存じます。また、本日前任者より環境美化についてのご質問もあり、考え方としては重複するものですが、ご容赦いただきまして質問を進めたいと存じます。

ポイ捨て規制条例につきましては、先日の市長のご答弁の中で、「実効性が伴わないとの危惧から条例制定をする判断に至らない。マナーを訴える方法はないか模索していく必要があると考えている」と、そういうふうにおっしゃっておいりましたので、規制条例に関してはこれ以上お聞きすることはいたしません。逆に条例化とは別な角度でポイ捨てをなくす方法論を述べてまいりたいと存じます。

1月22日から27日にかけて、相武台東小学校の子供たちが相武台前駅南口で手づくりのチラシを配り、「ポイ捨てをやめよう」と呼びかける活動を商店会の方々と行ったそうです。また、同時にポイ捨てされたごみを収集する活動も行われ、4日間の活動の中で、たばこ273本、ビニール袋166袋、紙類86枚、缶69缶、ペットボトル26本を収集したそうです。子供たちや商店会の方々のこういった取り組みに敬意をあらわすものです。前任者も地域での活動をご紹介されていましたが、市内の各地域でこうした市民による美化活動が行われております。

先日、ポイ捨て問題について私の近所に住むさがみ野やすらぎのまちづくり委員会の方とお話をさせていただきました。その際、その方はこうおっしゃっています。「条例で規制するのではなく、ポイ捨てをさせない、ポイ捨てを拒むような環境をつくるのが大切だと思っている。地域住民が花を植えたり、掃除をしたり、きれいな環境をつくることによって、ポイ捨ての抑制効果が生まれると思っている」。全く頭の下がる思いであります。市長も今ご紹介した方と同様の考えをお持ちになっているのではないのでしょうか。今年度も花とうるおいのあるまちづくり・緑地づくり事業などを予算計上され、所管部署でご尽力いただいている事業が多々あることは承知しております。また、先日市長からも紹介された「きれいな座間へ、一袋運動」、市長を含め市職員全員が率先して美化運動に参加することで、市全体の美化意識の向上に努められております。行政としてもしっかりとした理念を持って取り組んでおられることがうかがい知れます。さきに述べた子供たちと商店会の方たちによるごみ収集活動で一番多く収集されたのはやはりたばこの吸い殻でした。これは明らかに歩行喫煙が原因です。歩行喫煙をする方には市民だけではなく、市外から市内企業・事業所に通われる方の中にも少なからずいらっしゃいます。行政から市内企業・事業所へ従業員に対して歩行禁煙、ポイ捨てはやめるような呼びかけをすることなど、協力

を求めるなどそういった取り組みも必要ではないでしょうか。行政と市民と地域企業・事業所が一体となっておみのないきれいなまちづくりに取り組むことが必要だと考えます。ご所見をお伺いいたします。

さらに、こういった活動を発展されるよう、大きな次元で申すならば「美しい国、日本」ならぬ「美しい街、座間」、前任者の質問にもありました「汚い街、座間」ならぬ「美しい座間」を宣言され決議し、座間市はポイ捨てなどの規制はしないが、行政と市民と地域企業・事業所が一体となって美しいまちづくりを目指します、そういった強い意思表示を市内外に明らかにして個々の取り組みの協力、強化を図られることを提案するものです。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、障害福祉計画、移動支援サービスについてお伺いいたします。本件につきましては、座間市にお住まいの知的障害のお子さんの保護者であるAさんからのご相談を受け、現状の課題を提示し、当局に改善をお願いするものです。また、本件は以前よりそのAさんのことをご存じだった牧嶋議員とともに調査を進めさせていただきました。

Aさんのお子さんは、今年度相模原養護学校の中学部に進学されることになっております。相模原養護学校へ通う座間市の子供たちは、現在小学部で6人、中学部で5人、高等部で11人、合計22人です。そして今年度、Aさんのお子さんを含めた新たに6人の子供たちが通うことになっております。現在の相模原養護学校への通学手段としては、小学部・中学部の子供たちは養護学校のスクールバスを利用したり、保護者の方がつき添い民間交通機関を使ったり、自家用車で送迎をされております。高等部の子供たちは将来を見据え自立を促すという考えからスクールバスを利用することはあえて認められないため、保護者の方と民間交通機関を利用されたり、いたし方なく自家用車で送迎をされております。相模原養護学校のスクールバスは、平成13年に座間市方面の路線化が新設され、座間市役所がバスの発着所になりました。市長並びに市当局が何度も県教育委員会へ要請され、話し合いを行い、ようやく実現されたものと伺っております。このことは当時の保護者の皆さんにとってもこの上ない喜びだったとも伺っております。市長並びに市当局のご尽力に改めて敬意をあらわすものです。

また、障害者自立支援法施行に伴い、昨年10月1日から本市の地域生活支援事業が展開されました。これは市町村が独自に行う事業であり、その中の一つである移動支援事業では座間市の施策として知的障害児童の通学にも移動サービスが適用されました。サービス対象者が希望する目的地まで安全に安心して移動してもらうことを趣旨とした支援施策であり、通学支援としては自宅から学校まで、学校から自宅まで、ドア・トゥ・ドアを基本とした移動サービスが行われるものです。他市に例を見ない座間市独自の先進的な事業の中身であり、大いに評価するものです。

しかしながら、スクールバスにしても移動支援事業についても、今回相談者である保護者の方や同じ境遇にある保護者の方からの目線から見るとまだまだ課題は点在していることがわかりました。課題の一つとして、スクールバスの発着所である座間市役所まで保護

者の方が子供たちを連れてこなければならぬということです。市役所から遠く離れてお住まいの方にとって、車を所有しているならまだしも、車を所有されていない方は歩いたり民間交通機関を使ったり、知的障害を持つお子さんを連れての移動は常に何事もなければという思いで通われております。心身ともにご苦労されていることはご説明するまでもありません。今回Aさんは「この点が不安である。行政として何とかしていただけないか」と訴えられてこられました。

私は、Aさんに「より多くの方に現状のスクールバスや市の移動支援事業に対してのご意見を伺いたい」とお願いしたところ、Aさんを通じ相模原養護学校のPTA会長の方が、今現在学校へ通う児童の保護者の方にアンケート調査を行っていただきました。そのアンケート調査からある方の回答を少し、中略を入れながらですがご紹介したいと思います。「現在のスクールバスの状況をどう思われますか」という設問に対する回答です。「毎年毎年スクールバス座席の不足を心配するのは不安です。現在の高等部の親御さんたちはどんなに大変か。普通は子供が大きくなるにつれ楽になるものです。健常ならば親のつき添いなど要らないものを、高等部になっても幼稚園の送り迎えのように手を引いて歩く姿を人様にさらすのも抵抗があります。スムーズに歩けばよいが、怒鳴りながら歩かなければならないし、もし私より大きくなっていけば引っ張ったってびくともしないとします(男の子なので)。障害のお子さん(といっても大きな方でしたが)に通学途中で殴られて動けずうずくまっていたお母さんを目にしたことがありました。その子はひとりで行ってしまい、お母さんは追いかけてくても追いかけれず泣いていました。私は『大丈夫ですか』と声をかけたものの、何もできず、人ごとではないと思ひ涙があふれてしまいました」。中略します。「このアンケートがどなたの目まで届くかわからず書いていますが、だれにお願いすればいいのでしょうか。子供を健常のお子さんと同じように毎日安全に通学させたいです。大きくなったら道路へ飛び出されても引き戻せません。とりとめもなくなってしまう」。この方が、実際に目にした光景はご本人にも起こり得ることであり、そして今回Aさんがご自宅から市役所まで通う間にも起こり得ることだということです。

さて、本市の移動支援事業ですが、先ほど述べたように、あくまでも自宅から学校まで、学校から自宅までという枠が存在しております。そして、利用時間は生活要因加算、障害特性加算などがあり、最低12時間、最高36時間と定められております。相模原養護学校へは座間市から片道だけで約1時間かかります。Aさんの場合、生活要因加算が加えられ18時間が利用できるそうですが、18時間を通学だけにすべて活用しても、1日往復2時間、9日間しか利用できないというのが現実であります。本市における移動支援事業は高く評価するものですが、移動支援サービス適用範囲である自宅から学校、学校から自宅という枠から、自宅からスクールバスの発着所である市役所まで、市役所から自宅までという適用範囲を認めていただくことが、Aさんのような方たちにとって本当の意味の移動支援だと言えるものだと考え、強く望むものです。

以上、この件に対するご所見をお伺いし、1回目の質問を終わります。(拍手)

〔答弁〕 星野市長

沖本議員からご質問をいただいたわけでございますけれども、まず、ハザードマップの関係でございます。前回のご質問をいただきましたときにお答えをしたのは、間違いなく洪水ハザードマップの関係であります。

そこで、地震ハザードマップの作成への考え方を求められたわけでございますが、最近の地震として県の方で東海地震の想定という震源域が変更されたこと、さらにまた最新の地震学の知見や近年の地震防災対策の反映が必要なこと等から、県として東海地震の調査を実施をして事前の予防対策やら地震発生後の応急活動体制の強化を図るための基礎資料とするということで、被害想定調査の結果を踏まえて、被害の軽減目標を数値目標として定め、そのために必要な個々の対策の内容や達成時期を決定して、それらを地震防災戦略として取りまとめがされております。

平成 19 年度から基礎的データの収集整理を行いながら、地盤モデルや震源モデルを作成するとともに地震動や液状化等の予測計算を実施してボーリングデータ等の収集に当たるということになっております。この調査は平成 19 年、20 年度で成果を出して、21 年度以降に防災計画や地震ハザードマップに反映できるようにしたいという予定だというふうに伺っております。当然、私ども本市としましても、これらの調査結果等を踏まえて地震危険箇所等を住民に周知をさせていく地震ハザードマップを作成をしていきたいと思っております。県との調査結果等の連携ということでひとつご理解をいただきたいと存じております。

それから、総合防災システムの関係でその被害想定等の信憑性のお尋ねをいただいたわけでございますが、この座間市の総合防災システムの被害想定システムの被害をシミュレーションして初動態勢を支援することの関係につきましては可能な状況にあるわけでありまして、また、総合防災システムはご存じのとおりもう既に 6 年近く経過をしているわけございまして、近年、木造住宅等の耐震化、また一方、住宅やマンションの傾斜地への建築とか、木造住宅の経年変化、そういうものが存在しているわけございまして、データの更新が必要になってきているというふうに考えております。そういうことで、データ更新の関係でお尋ねをいただいたわけでございますが、データ更新の関係につきましては県で東海地震や県西部地震の被害想定調査、今お話をさせていただきましたのは東海地震であるわけでございますが、さらに県西部地震の被害想定、こういうものの調査を 19 年度に実施をして、20 年度にこの調査結果をまとめたいとそのような考えをお持ちになっております。その結果、県の調査結果等を使用させていただいて、また独自での可能な調査を実施をさせていただきながら、本市のデータを更新しながら最新のデータを追加していきたいと、こんな考え方を持たせていただいております。

さらに個別受信の関係で受信機のお尋ねいただいたわけでございますが、この関係につきましては、近隣では綾瀬市さんの方で個別受信機がされております。これは防衛

補助を4分の3受けて実施がされている状況がございます。基本的には修繕等については住民が行うということになっているようですが、なかなか住民の方が行われていないという実態もあって、やむを得ず市がおやりになっているという状況もあるようでございます。それから、同時にまたやはりこの個別の受信機すらも電波が届かなかったり、さまざまな弊害があるようなことも聞き及んでおります。ですから、個別受信機が完璧なものということは言いがたい状況も存在をいたしておる状況でございます。

沖本議員さんとしては、特に災害弱者等への対応方等も含めてお話があったかと思いますが、今年度ご存じのとおり、自治体情報携帯サイトのメール発信、これは私どもの方としてはその情報の入手がかなりできますもので、防災行政の無線の補完的な役割を果たしてくれるものと、こんな考え方も持たせていただいております。ただ、ここで個別受信機をとということでございますけれども、前任者もございましたけれども、アナログからデジタル化の方向も明らかでございますから、そういうことを踏まえながら今後の課題とさせていただきたいと存じております。

ごみのないまちづくりということでお尋ねをいただいたわけですが、本当にマナーの話がよく出るわけですが、少し余談になりますけれども、最近本当にそこまで落ちたのかなと思う事件が非常に多いですね。公園の滑り台のアルミ製のやつをどこかへ持って行ってしまったりとか、お墓のお線香のアルミのやつがどこかへ行ってしまったりとか、工事現場に置いた銅板がどこかへ行ってしまったりとか、まあ、とにかくマナーがそこまで落ちているのかなと率直に感じております。ひどいものですよ、はっきり申し上げて。それはちょっと余談ですけども、何でそこまで落っこったんだいとそんな感じでございます。

そのマナーと言えば同じようなもので、ごみのポイ捨てもそうでございます。小学生が相武台の商店街の皆さんと一緒にあって駅周辺等のごみの、特にたばこのポイ捨てされたものを一生懸命頑張ってくれていると、本当にありがたく頭の下がる思いでありますし、道路へたばこをポイとする大人にしてみれば、この上もない恥ずかしさではないのかなというそんな感じでございます。子供たちがそこまで頑張らなければいけないそんな世相、本当に残念でならないところでございます。いずれにしても、沖本議員として事業所等と一体となってというお話がございました。新たな提言として受けとめをさせていただきたいと思っておりますし、機会があれば何らかのポイ捨てをしないよという呼びかけるチラシとか事業所等のご協力がいただけるならば、そういうものと同時に何かポスター的な要素とかそんなふうなものを考えて協力を求めながら、一体となってその啓発に努めていきたいこう思っております。

移動支援サービスの関係でお尋ねをいただいたわけですが、特に相模原養護学校の関係、本当に今は市役所の庁舎の2Fの裏側の入り口にバスが来てくれております。関係者も大変助かっておいでになるのではないかと思います。県の方の理解をいただく上でも非常に苦勞が存在したことは事実であります。例えばそういうお子さん方がコース

が違うこと、並びに時間が延びることということによって精神的・心理的な、二次的な障害が出てくるということで、なかなかやはり難しさもございました。しかしながら、最終的に県の方も理解を示してここまでバスを迎えに来てくれるようになったという経過がございます。そんなふうなことで、非常に難しい状況があったことは事実であります。

そこで沖本議員としては具体的な移動の支援の関係でお尋ねをいただいたわけですが、この関係につきましてはいわゆる今年度の関係におきまして特に通学、義務教育課程こういう関係につきましては、移動支援として適用していこうとこういう考え方を持たせていただいております。そのほかにもありますけれども、その対応する一つとして義務教育のいわゆる通学、それに関連することについては適用するという考えを持たせていただいております。お話がございましたけれども、自宅からこのバスの発着、ここからまた自宅と、これは利用が可能であります。回数等のお話もございましたけれども、それは確かにある程度の回数の規制ということではなくて、そのある程度の常識という問題も存在しております。ただし、その事情やそういうものについて窓口にご相談していただく。そうすることによってその事情を斟酌しながらいろいろと対応を進めるということも可能でございますから、どうぞ遠慮なく窓口の方にご相談をしていただきたいと思います。こう思っております。

〔答弁〕 浜田教育部長

私の方からは、教育現場におけます I T 化の推進につきましてご答弁申し上げたいと存じます。

本市におけます学校の I T 化、今日までの取り組み状況をまずお話をさせていただきたいと存じます。初めに、平成 4 年度に各小学校に 2 台ずつ教師の研究用のパソコンを配置いたしまして、翌年の平成 5 年度に中学校にも配置をいたしました。教育用としましては、文部科学省の整備計画に基づきまして、中学校で平成 9 年度、10 年度にわたりましてパソコン教室を設置いたしまして、生徒 2 人に 1 台のパソコンを配置し、さらに平成 15 年度からは生徒 1 人に 1 台というふうに拡充をいたしました。また、このときはあわせて校内 LAN を結びましてそれ用のパソコンを配置し、教室での強化授業にも活用できるようにシステム整備を図ったところでございます。一方、小学校でございますけれども、平成 13 年度にパソコン教室を設置いたしまして、このときは児童 2 人に 1 台のパソコンを配置いたしております。昨年 12 月からは中学校と同様児童 1 人に 1 台のパソコンを配置したところでございます。また、現在教育委員会と学校、または学校間のネットといたしましては、インターネットメールによる交信を行っております。そして、学校のホームページの事例のお話もございましたけれども、現在、市内の全学校で取り組みをさせていただいているところでございます。

社会全体が I T の中で動いているそういった状況でございますので、教育現場におきましても授業での有効性や学校事務の効率性等からその必要性・重要性等を認識していると

ころでございます。将来的には、学校間、学校と教育機関、さらには教育委員会と学校等をLANで結び、相互に情報の伝達を行うネットワークの必要性が求められておりますけれども、現在の計画におきましては、まず国のIT戦略に基づく教職員用のパソコンの配備を今後検討してまいりたいとそうように考えてございます。

なお、平成19年度の予算案におきましては、各学校へ1台ずつパソコンを配置いたしまして、学校事務の効率を高める予算計上をさせていただいている状況でございます。今後の長期的な計画につきましてはよく検討をしてまいりたいとそういう考えでございます。

〔質問〕 沖本

ご答弁ありがとうございます。何点かというか、ほとんど要望に近いところもあるのですが、そういった中で私の思いを含めてちょっと質問というか発言させていただきたいと思います。

まず、地震ハザードマップについてですが、ありがとうございますと率直に御礼申し上げます。私もいろいろ県の方にも聞きました。19年度予算化ということでそういったことを進めていくという情報がありましたので、ぜひ座間市としての独自性のあるハザードマップ、地震ハザードマップですね、浸水等を含めたハザードマップをつくられることを期待したいと思います。

それから、防災行政無線については、確かに個別受信機自体電池がなくなるといろいろそういった不具合が発生する恐れがあるということも、重々私も理解しております。そういった観点からはまだいろいろな方法論、いろんな代がえするようなものがこれらからも出てくると思います。先ほどの携帯メールの話はやはりどうしても、お年をとった方でも中には非常に卓越した方もいらっしゃるのですけれども、やはりまだまだ使いづらいという方もいらっしゃるかとは思いますが、今後また本当にその障害者、弱者と言われる方々それぞれのニーズにあわせた受信設備をぜひ前向きにご検討をお願いしたいと思います。

それから、ごみのないまちづくりの方ですけれども、僕が最後にちょっと言ったのが、ぜひ市長として、美しい街をつくるのだというふうな宣言をされて、それでも規制はいいと、我々としてはそういった環境づくりをやるのだということをぜひ大きくPRしていただいて、啓蒙看板とかもあるのですけれども、そこに美しい座間なんだとそういった座間の水も加えてやっていただければなというふうに思っております。

それから、養護学校の方なのですが、当初の私が聞いた範囲よりもかなりそういった市役所までという範囲が可能であるということで、ありがとうございます。先ほどそのスクールバスが入った経緯等を伺いまして、私もいろいろ聞いたのですが、その時間的な話ですか、相模原養護学校スクールバス、座間コースは最終的に70分かかるといってお聞きしたのですけれども、アンケートの中にはそれはなかったのですが、実はこういったご意見がありました。これも保護者の方のお話なのですけれども、「長い乗車時間であり、途

中で子供がトイレに行きたくなったらどうするのか」とそういったことを学校側に聞いたそうです。そうしたら、「そういった心配のあるお子さんに関してはおしめをさせてください」というふうに答えられたそうです。ようやくおしめがとれた子供と、それに対してさらにまたおしめをしるか、そういった保護者の方にとってはそういう回答は非常に涙が出るほどショッキングなことだというふうに伺いました。

そういった意味では、これは本当に最終的な希望ではあるのですが、養護学校のスクールバス運行事業というのはもちろん県の事業でありますから、こうした問題に対しては当然これからも県に訴えていかなければならないというふうに思います。もちろん、今指導課の方で要請されていることは重々承知しておりますが、市長としても今後そういう問題・課題というものの改善を強く県の方に要請していただきたいと思います。それで、もしもその県の対応が遅い、進まないのであれば、座間市の施策としても今後市としてのスクールバスの運行事業というのも視野に入れた施策も必要ではないかなというふうに思っています。厳しい財政の中ではあるのですが、先日の前任者が言われるように金がないなら本当に知恵を出して方法を論議して取り組むことも必要なのかなというふうに思います。私自身もこういったことをさらに研究させていただきながら認識を深めて、方法論を持ってまたこの場でも質問させていただきたいなというふうに思います。

ちなみに、いろいろ他市によって養護学校への地理的な状況というのがもちろん違うのでその施策もいろいろあるのですけれども、ある市ではやはり市の事業としてスクールバスを出してお宅を巡回して養護学校に連れていっている市もあると。あと市社協の事業としてやられているところもある。もちろんこれは養護学校に実際近い行政なのですけれども。逆に、市としてバスを出しているのですが、やはり実際同じようにバス停という拠点が2カ所しかなくて、やはりそこまでは保護者の方が連れてくる。結構広い行政区なのですけれどもそういう状況にあります。また、保護者の方にやっていただいている。市としては何もやっていないという行政区もある。そういった面ではいろいろあるのですけれども、また実際厳しい財政の中、先ほど言いましたけれども、また方法論等を、バスでも大きい小さいもありますし、そういったところを座間市として当てはまるような状況をもう少し研究して、私ももちろん研究しますが、そういったところへ考えていければいいかなというふうに思っております。特にご答弁を求めるものではございませんので、切なるお願いとしてお聞き取りいただければなというふうに思います。

以上で、質問ではございません。本当に要望になりましたけれども私の2回目を終わります。

〔答弁〕 星野市長

答弁は結構ですということで、私が結構ですという沖本議員さんと一致するものについてはいたしませんけれども、ただ、正確を期しておきたいというところだけ、その養護学校の問題。その中で市がやっているというお話がありましたけれども、あれはバスが来て

くれないからやむを得ずやっているのですよ、はっきり申し上げて。便宜を図っているところでもあります。ただ、市に金がないから、厳しいからやるやらないではない。やっぱりこれは県の責任なのですよ、これ正直な話をして。やはり県がまずしっかりとした対応をすることが先決問題だというのが私の考えなのです。ですから、ああいうふうな改善をしてもらうときも、率直に言って県の事業なんだろうと。いわゆる県の事業としてそういう対象者が本当に困っているではないか。それを改善するのが県の責任なのだろうというのが、私の基本的なことで求めてきた結果、なったわけですよ、はっきり申し上げて。ですから、質問の中にもありましたけれども、トイレの問題、さっきお話したようにさまざまな子供たちに心理的・精神的・身体的なさまざまな変化というのが生まれてくる。だから、やっぱり近いところで乗ってまた遠くへ回る、そういう本人と親御さんにしてみれば新たな不安とかさまざまな問題も意見としてかなり存在していました。

いずれにしても、私はこれからそういうふうな不都合な問題があるとなれば、これは県の方へ声を届けなければいけないという考え方に相違はありません。しかしながら、県がやらないから市がすぐやるということの考え方には私は持てません。やはり、県がまず責任を果たしていただくことをしっかりと求めていく上での判断が必要だと思っています。

以上です。

〔質問〕 沖本

すみません、ご答弁ありがとうございます。非常に中身の濃いよく、私も、市長がだからそういうふうにお考えを持っていただいているということに非常に感謝しております。ただ、先ほどちょっと言い忘れたのもあるのですけれども、支援事業に関しても実際に今度事業者の方で果たしてそれが対応できるかという、実は問題も少しあるのではないかなということをおもっています。というのは、やはり時間が早いということと、また事業所に対応できる人数がいるかとか、そういうもろもろのまだ問題があるのかなというそういう不安材料があると思っています。そういったことを含めて、例えば先ほど市長がおっしゃるように県に対しては強く言うていく。市としてまたどういうことができるか、どういう問題があるかということは、またこれからも現状を踏まえながら論議させていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で再質問を終わります。(拍手)

〔答弁〕 星野市長

先ほどもお話を申し上げましたように、どうぞ遠慮なくご相談をしていただきたいと。ご相談をお聞きしてそのケースによって最大限のお役に立てるような努力は当然していかねばいけないわけでありまして、そういう考えでございますから、結果がどうこうではなくて、まずお話を聞かせていただいて、一緒になって解決へ努力をさせていただきたい

いと存じます。